（別紙）

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

１　意見・情報の募集の実施状況
実施期間：令和８年１月21日から令和８年２月19日まで
提出意見：４通（４件）

２　御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	トマト生産現場では、普通にいる虫として定着しました。 侵入警戒有害動植物と指定されていることで、自由な試験研究等ができず、生産現場に必要な技術研究に遅れが生じる現在の状況は望ましいものではありませんので、トマトキバガを法第 16 条の６で規定する侵入警戒有害動植物から除外することに大いに賛同いたします。	トマトキバガについては、（１）生産者による通常の防除で、経済的な被害を抑えることが可能であると考えられること、（２）国内では定着していると見なすことができる状況にあると考えられることを踏まえると、侵入を警戒すべき必要性が低いことから、侵入警戒有害動植物の対象からの除外することとして、必要な手続きを進めてまいります。
2	一部改正案の概要の資料２に、外来種であるトマトキバガが令和６年度に全ての都道府県で、かつ、通年で誘殺が確認され、日本国内で越冬しているものと推測されるとあり、農作物等への影響が懸念されますが、植物に重大な損害を与えることはないという理解でよいのでしょうか。	トマトキバガの防除対策については、令和４年に初めて国内で確認されて以降、本虫に有効な農薬が複数登録されていることに加え、農研機構から研究事業の成果を反映した防除マニュアルが公表されているところです。 生産者がこれらを活用した防除対策を講じることにより、有用な植物への重大な損害の発生を抑えることが可能であると考えています。

3	関連資料の改正の趣旨に記載があるように、侵入警戒有害動植物から除外するという考え方は賛成します。 ただし、トマト栽培では実害が発生しているので、平時からの防除対策の参考となる発生消長などの情報提供は必要と考えます。その点から、指定有害動植物へ追加するかという検討も必要ではないかと思います。	植物防疫法において、指定有害動植物は、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するもの」と定義されていますので、現時点の状況を考慮すると、即座にトマトキバガを指定有害動植物に指定する必要性は低いと考えています。 なお、一部の都道府県においては、都道府県が自ら実施する発生予察事業において、域内のトマトキバガの発生状況等を把握するための調査を行うこととされています。
4	侵入警戒有害動植物からの削除に異論はありません。 ただ2024年の時点で国内で広く確認されており、その時点で「国内未発生」あるいは「国内の一部に存在」のいずれにも当てはまらなかったと考えます。 もう一年早く、削除できなかったのでしょうか。	令和６年度時点では、本虫に対する防除技術が実証されていないことに加え、被害状況の実態に関する情報が不足していたため、侵入警戒有害動植物から除外する条件が満たされていませんでした。